

山LP協第 89 号
令和元年 8月 1日

会員 各位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 服部 典之(印略)

高圧ガス保安法の遵守について(通知)

平素から、当協会の運営に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、山口県総務部長から別添のとおり通知がありました。

下関市内の高圧ガス製造事業所において、高圧ガス事故の発生に際し、高圧ガス保安法第 26 条に規定された危害予防規程に基づく適切な対応がなされず、法第 36 条第 2 項及び第 63 条第 1 項による届出等が行われていなかった事案が明らかとなり、法令遵守について、当協会の会員事業所に対する指導の要請があったものです。

高圧ガスによる災害の防止は、法の規制の下、自主保安活動を促進することで達成されるものであり、貴事業所におかれては企業の法令遵守が強く求められていることを改めて認識され、今一度法令遵守について徹底を図り、高圧ガスによる災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp